

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	岡田 広	(自民)	工藤 堅太郎	(民主)	鴻池 祥肇	(自民)
理 事	松井 孝治	(民主)	芝 博一	(民主)	鈴木 政二	(自民)
理 事	山根 隆治	(民主)	島田 智哉子	(民主)	中川 義雄	(自民)
理 事	有村 治子	(自民)	平田 健二	(民主)	風間 肇	(公明)
理 事	松村 龍二	(自民)	柳澤 光美	(民主)	自見 庄三郎	(国民)
	相原 久美子	(民主)	岩城 光英	(自民)	糸数 慶子	(無)
	神本 美恵子	(民主)	北川 イッセイ	(自民)		(19.10.23現在)

（1）審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願4種類12件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案については、委員会において、最近の銃器犯罪の状況と法律改正による抑止効果、インターネット上の銃器に関する違法・有害情報規制の在り方、銃器事犯における暴力団の首領等幹部の責任追及の在り方等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

平成19年10月25日、金大中事件に係る韓国の報告書と政府の対応、内閣の情報機能強化についての検討状況と情報機関の充実、治安情勢の現状と国民の体感治安改善に資する施策、弾道ミサイル防衛システム配備と今後の研究の在り方、独立行政法人の整理合理化に際しての国立公文書館の扱い、道州制の検討状況と今後の課題、北海道洞爺湖サミットの警備等の諸問題について質疑を行った。

10月30日、官民人材交流センターについての検討状況、有害情報に対する規制強化、経済財政諮問会議の議論の在り方、補助金等交付により造成した基金の見直し、障害者権利条約の早期批准及び国内法整備等の作業状況、竹島を含めた領土問題を所掌する行政組織の必要性、中国における遺棄化学兵器処理事業をめぐる諸課題、地域の個性をいかした地方分権改革の推進、食の安全・安心を確保するための国内外の体制、独立行政法人整理合理化計画の策定状況、教科書検定における沖縄戦の集団自決の記述の在り方、少子化対策及び子育て支援の在り方等の諸問題について質疑を行った。

12月11日、茨城県及び千葉県において、科学技術政策及び警察に関する実情調査を行った。

12月20日、猟銃等の所持許可を始めとする銃規制の在り方を見直す必要性、保育サービスの充実に向けた現状把握と施策、周産期医療の充実に向けた取組、自殺対策における政府と民間団体との連携の在り方、少年の非行・再犯防止に向けた取組、子どもが利用する施設における防犯対策の必要性、独立行政法人の整理合理化に当たっての国立女性教育会館の取扱い等の諸問題について質疑を行った。

平成20年1月10日、インターネット上の違法・有害情報対策、自殺対策における自殺の実態に関する情報の活用の重要性、投機マネーに対する規制の必要性、構造改革特区制度の活用状況及び今後の在り方、猟銃等の所持許可を始めとする銃規制の検討状況、沖縄金融特区制度の実績及び見直しの必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月25日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 内閣の情報機能強化についての検討状況と情報機関の充実に関する件、治安情勢の現状と国民の体感治安改善に資する施策に関する件、道州制の検討状況と今後の課題に関する件、北海道洞爺湖サミットの警備に関する件等について町村内閣官房長官、泉国家公安委員会委員長、渡辺国務大臣、増田国務大臣、上川内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、松村龍二君（自民）

○平成19年10月30日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 官民人材交流センターについての検討状況に関する件、有害情報に対する規制強化に関する件、経済財政諮問会議の審議の在り方に関する件、補助金等交付により造成した基金の見直しに関する件、障害者権利条約の早期批准及び国内法整備に関する件、中国の遺棄化学兵器の処理事業に関する件、地域の個性を生かした地方分権改革に関する件、独立行政法人整理合理化計画の策定状況に関する件、少子化対策及び子育て支援に関する件等について渡辺国務大臣、岸田国務大臣、泉国務大臣、上川内閣府特命担当大臣、大田内閣府特命担当大臣、増田国務大臣、岩城内閣官房副長官、山本内閣府副大臣、中川内閣府副大臣、谷口総務副大臣、木村内閣府副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、自見庄三郎君（民主）、島田智哉子君（民主）、神

本美恵子君（民主）、有村治子君（自民）、北川イッセイ君（自民）、風間昶君（公明）、糸数慶子君（無）

○平成19年11月20日（火）（第4回）

- 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月22日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長、中川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、有村治子君（自民）、風間昶君（公明）、糸数慶子君（無）

（閣法第5号）賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年12月20日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 獣銃等の所持許可を始めとする銃規制の在り方に関する件、少子化社会対策の充実に関する件、自殺対策の在り方に関する件、独立行政法人の整理合理化に関する件等について泉国家公安委員会委員長、町村内閣官房長官、上川内閣府特命担当大臣、岸田内閣府特命担当大臣、木村内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、相原久美子君（民主）、島田智哉子君（民主）、柳澤光美君（民主）、北川イッセイ君（自民）、風間昶君（公明）、糸数慶子君（無）

○平成20年1月10日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 獣銃等の所持許可を始めとする銃規制の在り方に関する件、自殺者数の現状と自殺対策の在り方に関する件、投機マネーに対する規制の必要性に関する件、構造改革特区制度の現状と今後の在り方に関する件、沖縄金融特区制度の実績と見直しの必要性に関する件等について泉国家公安委員会委員長、岸田国務大臣、上川内閣府特命担当大臣、大田内閣府特命担当大臣、木村内閣府副大臣、中川内閣府副大臣、山本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、柳澤光美君（民主）、自見庄三郎君（民主）、松村龍二君（自民）、風間昶君（公明）、糸数慶子君（無）

○平成20年1月15日（火）（第8回）

- 請願第29号外11件を審査した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

(閣法第5号)

【要旨】

本法律案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け、銃砲の製造等に関する罰則を強化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正

- 1 けん銃等の発射又は所持に係る違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたとき、又は団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われたときは、当該違反行為をした者を加重処罰する。
- 2 けん銃等を不法に所持した場合において、当該けん銃等の数が2以上であるときは、当該不法所持をした者を加重処罰する。
- 3 けん銃等又はけん銃実包の営利目的による輸入等に関する罰則を強化する。
- 4 許可を受けた銃砲の発射制限違反に対する罰則を強化する。
- 5 刃物の携帯禁止違反に対する罰則を強化する。
- 6 その他罰則に関する所要の規定を整備する。

二、武器等製造法の一部改正

- 1 銃砲の営利目的による無許可製造に関する罰則及び銃砲弾の無許可製造に関する罰則を強化する。
- 2 その他罰則に関する所要の規定を整備する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、銃器を使用した犯罪が続発し、けん銃の潜在化傾向が顕著となっていることにより、国民生活に重大な不安と脅威が生じている現状にかんがみ、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、本法における「団体」に係る規定の適用に関しては、厳正な運用を行うとともに、正当な目的を有する団体の正当な活動を阻害することがないよう十分留意すること。
- 二、けん銃の不法所持等の銃器犯罪を厳格に取り締まるとともに、銃器の国内での密造や海外からの密輸入阻止のため、関係機関の連携を強化し、水際対策の一層の徹底を図るなど、総合的な銃器対策をさらに進めること。
- 三、銃器犯罪の多くが暴力団によって行われている実態にかんがみ、摘発に向けた徹底した突き上げ捜査を実施するとともに、首領等幹部の責任をより実効的に追及することができるよう、法制の在り方を含め検討すること。

四、本法の施行状況を踏まえ、罰則の効果等を検証し、必要な場合には見直しを含めた検討を行うこと。

五、今後の治安対策の実施に当たっては、我が国の社会構造の変化に対応し銃器の一般への拡散傾向がみられる等犯罪情勢が変化していることを踏まえ、有効な施策を講ずること。

右決議する。